

転入に伴う手続き一覧

手続きの種類	いつまでに	必要なもの	担当窓口
転入届	転入した日から14日以内	・転出証明書 ・届出人の印鑑 ・本人確認書類(運転免許証、保険証等) 代理人の場合は委任状	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
印鑑登録	-	・登録する印鑑 ・写真入りの本人確認書類(運転免許証、パスポート等) 代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
外国人登録 (居住地変更)	転入した日から14日以内	・外国人登録証明書 ・パスポート(新規登録、在留資格等変更の場合)	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
国民健康保険加入者	転入した日から14日以内	・本人確認書類(運転免許証等) ・届出人の印鑑 会社を辞めた場合、その日付を確認できるもの(離職票・健康保険資格喪失証明等)	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係、 国保年金係
国民年金加入者	転入した日から14日以内	・年金手帳 会社を辞めた場合、その日付を確認できるもの(離職票・健康保険資格喪失証明等)	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
各種年金受給者		「住所変更届」のハガキを年金事務所に郵送してください。 (ハガキは役場窓口にあります)	盛岡社会保険事務所 (019-623-6211)
後期高齢医療	転入後速やかに	・負担区分等証明書(県外からの転入者のみ)	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
妊産婦医療助成	転入後速やかに (申請日から認定)	上記のほかに、 妊産婦および乳幼児医療の場合は、母子健康手帳 母子家庭医療の場合は、戸籍謄本および児童扶養手当証書等 重度身体障害者医療の場合は、身体障害者手帳等	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
乳幼児医療助成			
ひとり親家庭医療助成			
寡婦医療助成			
重度身体障害者医療助成			
子ども手当	転入後速やかに	・預金通帳(ゆうちょ銀行以外) ・届出人の印鑑	矢巾町役場1F 住民課児童係
児童扶養手当	転入後速やかに	・住民票謄本 ・戸籍謄本 ・預金通帳(ゆうちょ銀行以外) ・届出人の印鑑 ・所得および課税証明書(前年度分) 前年1月1日現在、矢巾町に住所がある場合は不要。 受給には、所得および世帯状況等の一定の要件があります。 内縁関係にある人は受給できません。	
介護保険受給者	転入した日から14日以内	・受給資格証明書(要介護認定を受けている方のみ)	さわやかハウス 生きがい推進課介護保険係
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	転入後速やかに	・該当の各手帳 ・届出人の印鑑	さわやかハウス 生きがい推進課福祉係
妊産婦・乳幼児健診	転入後速やかに	・母子健康手帳	さわやかハウス 生きがい推進課健康推進室
小中学校の転校手続き	転入後速やかに	転入の手続きが完了後、前の学校から交付された「在学証明書」 「教科用図書給与証明書」等の書類を持って、新しい学校で転入学 の手続きを行ってください。	矢巾町役場2F 矢巾町教育委員会学務課 町内小中学校
飼い犬登録変更	転入後速やかに	・前住所地で発行された鑑札	矢巾町役場1F 住民課環境係
水道・下水道	使用予定日の3日前までに	開栓の手続きを行ってください。 なお、電話による受付も行っていますので、なるべく早めにご手続きを行ってください。	矢巾町役場1F 上下水道課業務係
125cc以下のバイク (原動機付自転車)	転入した日から7日以内	・廃車証明書(前住所地発行) ・届出人の印鑑 前住所地で廃車手続きが済んでいない場合は、ナンバープレート、前住所地発行の登録済証明書または標識交付証明書が必要です。	矢巾町役場1F 税務課賦課係
250cc以下のバイク 軽自動車	-	・車検証 ・住所証明書(住民票等) ・届出人の印鑑 ・自賠責保険証 ・ナンバープレート(県外からの転入の場合) ・軽自動車税申告書、自動車取得税申告書	岩手県軽自動車協会 (019-639-8021)
251cc以上のバイク 自動車	-	・車検証 ・住所証明書(住民票等) ・届出人の印鑑 ・自賠責保険証 ・ナンバープレート(県外からの転入の場合) ・自動車保管場所証明書	岩手陸運支局 (050-5540-2010)

個々のケースによっては必要なものが異なる場合がありますのでご了承ください。

制度内容の詳細および該当事例等については、担当窓口にお尋ねください。